

仕様書

1 業務名

岡崎公園照明灯他修繕

2 業務目的

- (1) 不点灯状態の既設ガス灯を電灯化して修繕すること。
- (2) 分電盤ボックス下部の蛇腹ホースを修繕すること。

3 履行期限

令和8年8月31日まで

4 履行場所

京都市左京区岡崎成勝寺町地内（岡崎公園）

5 業務範囲

別紙参照（箇所図、写真、参考図）

6 業務内容

- (1) 既設ガス灯2基（4灯）のポールや灯具カバー等はそのまま再利用し、ポール内部及び灯具周辺の不要なガス関係機器を撤去したうえで電灯関係機器に入替えを行い、正常に点灯する状態に修繕すること。
- (2) 引込柱の分電盤ボックス下部の蛇腹ホースが損傷し内部の配線が露出しているため、交換して修繕すること。
- (3) 別紙写真及び参考図を参照すること。
- (4) 使用するランプは電球色LEDを基本とし、現地条件に適した規格の製品を使用すること。
- (5) 自動点滅器を適切な位置に設置すること。
- (6) 不要なガス関係機器はできるだけ撤去すること。ただし、作業が大がかりになるもの（地下埋設管等）は存置して構わない。また、既設ガス灯内部に微量のガスが残存している可能性があるため、細心の注意を払って作業を行うこと。
- (7) 作業内容（配線、撤去・存置の範囲及び使用製品等）について、事前に本市担当職員の承諾を得たうえで着手すること。
- (8) 着手前、施工中、完成後の写真を提出すること。今後の維持管理の資料として保存するため、特に不可視部分や高所等は丁寧に記録すること。

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- (1) 作業に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は本業務に含む。
- (2) 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は本業務に含む。
- (3) 公園利用者等の安全を確保し、適切な規制のうえ作業すること。道路規制に伴う道路使用許可は、受託者において取得すること。
- (4) 作業実施者の安全管理は、受託者の責任において行うこと。
- (5) 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時までとする。
- (6) 必要に応じ、近隣関係者へ工事ビラ等で事前に周知すること。
- (7) 問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。事故等により第三者や他の工作物に損害を与えた場合は、受託者の責任において対応すること。